

令和4年度前橋市難聴児補聴器購入補助金交付要項

令和4年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所障害福祉課（前橋市保健所1階） 電話 027-220-5711（直通） 027-224-1111（内線84-2104） メールアドレス syougai Fukushima@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対する補聴器の購入費の一部を助成することにより、当該児童の言語の習得、教育等における健全な発達を支援することを目的とします。</p>
内容	<p>1 補助対象者は、次のいずれにも該当する児童（以下「難聴児」という）の保護者の方です。</p> <p>(1) 18歳未満であり、本市に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民票に記載されていること。</p> <p>(2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳交付の対象とはならないこと。</p> <p>(3) 「一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関」の医師（以下「専門医」という。）が、補聴器を装着することにより、言語の習得等に期待ができると判断していること。</p> <p>2 上記に該当する場合でも、次のいずれかに該当する場合には補助の対象となりません。</p> <p>(1) 当該年度（6月までは前年度）において難聴児の属する世帯に市町村民税の所得割額が46万円以上の世帯員がいる場合</p> <p>(2) 難聴児が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器購入に係る助成を受けることができる場合</p>
交付の対象となる補聴器	<p>交付を受けることができる補聴器は、障害程度に応じ専門医が適当と認めたものを基準とし、原則として装用効果の高い側の耳に装用する1個とします。</p> <p>ただし、教育上、生活上において真に必要と専門医が認めた場合は、両耳装用する2個とします。</p>
交付の対象となる経費	<p>補助金交付の対象となる経費は、補聴器本体の購入費用で、次のいずれかの場合です。</p> <p>(1) 新たに補聴器を購入する場合</p> <p>(2) 補助決定日から別表に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する場合（再申請の場合）</p>

	<p>交付金額</p>	<p>補助金の額は、原則として別表左欄に掲げる補聴器の種類に応じ、同表右側に掲げる基準価格に100分の106を乗じて得た額（以下「基準額」という）と購入価格とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、予算の範囲内で補助します。なお、申請者の都合により補聴器を選択する場合は、障害程度に応じ専門医が適当と認めたものを基準とします。</p>
<p>交付申請の手続等</p>	<p>交付条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者は、当該年度の末日までに事業を完了させなければなりません。</li> <li>2 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> <li>3 補聴器は、本市の補装具業者として登録された者（以下「業者」という。）から購入してください。</li> <li>4 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合には、これに応じなければなりません。</li> <li>5 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</li> <li>6 この補助制度による補助金の交付を受けた場合は、その後、原則として5年間は、この補助制度による補助金の申請はできません。</li> </ol>
	<p>交付申請の時期、方法等</p>	<p>補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補聴器購入前に、次の書類に必要事項を記載し、提出してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請書（様式1号）</li> <li>(2) 専門医が作成した前橋市難聴児補聴器購入補助金交付意見見書（様式第2号）</li> <li>(3) 購入しようとする補聴器に係る見積書</li> <li>(4) その他市長が必要と認める書類</li> </ol> <p>[注]押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から14日以内に、交付の可否、金額、条件などを決定し、その旨を交付決定通知書（様式第3号）等により通知します。</p>
	<p>対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続きが必要となります。</li> <li>2 上記の場合は、変更等を行う前に、その旨を次の書類により申請しなければなりません。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 変更等承認申請書（様式第4号）</li> <li>(2) その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

変更等承認 決定の時期 等	変更等承認申請書を受理した日から14日以内に承認の可否を決定し、その旨を変更等承認通知書（様式第5号）等により通知します。
実績報告書 の提出	<p>1 事業が完了した日（補聴器購入費用に要した費用を支払った日）から30日以内に、次の書類により報告してください。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第6号）</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 購入した補聴器の領収書</p> <p>イ その他参考となる書類</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により通知します。</p>
請求の方法、 支払時期等	<p>1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書（様式第8号）により請求してください。</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
受領委任払 による場合	<p>1 申請者の利便性を考慮し、希望する場合には、交付決定金額を限度として補助金の受領を業者に委任（以下「受領委任払」という。）する事ができます。事業開始前に次の書類に必要事項を記載し、提出してください。</p> <p>(1) 交付申請書（様式1号）</p> <p>(2) 専門医が作成した前橋市難聴児補聴器購入補助金交付意見書（様式第2号）</p> <p>(3) 購入しようとする補聴器に係る見積書</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 申請書類等の審査及び調査を行い、交付決定となった場合、補助対象者宛てに交付決定通知書（様式第3号）及び前橋市難聴児補聴器購入費補助事業支給券（様式第9号 以下「支給券」という。）を交付します。</p> <p>3 補助対象者は、決定通知に記載された業者に、自己負担金額を支払うとともに支給券を引き渡した後、決定された種類の補聴器を受領してください。</p> <p>4 補助対象者は、次の書類に必要事項を記載し、事業が完了した日（自己負担金を業者に支払い、補聴器を受領した日）から30日以内に市に提出してください。</p> <p>(1) 前橋市難聴児補聴器購入費支給券（様式第9号）</p> <p>(2) 実績報告書（様式第6号）</p> <p>(3) 補助金交付請求書兼委任状（様式第10号）</p> <p>5 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により通知します。</p> <p>6 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、業者に対して補助金交付請求書（様式第8号）を市に提出するよう依頼してください。</p> <p>7 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>

	<p>交付決定の 取消し又は 補助金の返 還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取消された場合 取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した金額を超える場合 超える部分の金額</p>
<p>様 式</p>	<p>申請書等の 様式</p>	<p>1 交付申請書 (様式第1号)</p> <p>2 交付意見書 (様式第2号)</p> <p>3 交付決定通知書 (様式第3号)</p> <p>4 変更等承認申請書 (様式第4号)</p> <p>5 変更等承認通知書 (様式第5号)</p> <p>6 実績報告書 (様式第6号)</p> <p>7 補助金額確定通知書 (様式第7号)</p> <p>8 補助金交付請求書 (様式第8号)</p> <p>9 前橋市難聴児補聴器購入費支給券兼実績報告書 (様式第9号)</p> <p>10 補助金交付請求書兼委任状 (様式第10号)</p>

別 表

補聴器の種類	基準価格 (※)	基準価格に 含まれるもの	耐用 年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	① 補聴器本体 (電池を含む) ② イヤモールド ※ イヤモールドを 必要としない場合 は、基準価格から 9,000円を除 くこと。	5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円		
高度難聴用ポケット型	43,200円		
高度難聴用耳かけ型	52,900円		
重度難聴用ポケット型	64,800円		
重度難聴用耳かけ型	76,300円		
耳あな型 (レディメイド)	96,000円		
耳あな型 (オーダーメイド)	137,000円	①補聴器本体 (電池を含む)	
骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体 (電池を含む) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体 (電池を含む) ②平面レンズ ※ 平面レンズを 必要としない場 合は、基準価格か ら1枚につき3, 600円を除く こと。	

- ※ 耳あな型は、耳介変形など装着に障害がある場合に限るものとする。
- ※ 骨導式は伝音性難聴であって、耳漏が著しい場合又は外耳閉鎖等を有する場合でかつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な場合に限るものとする。